

諮問番号：令和 7 年度諮問第 8 号
答申番号：令和 7 年度答申第 16 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、令和 5 年 3 月 24 日付け及び令和 5 年 4 月 24 日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項に基づく保護変更決定処分（以下、前者を「本件処分 1」と、後者を「本件処分 2」といい、併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第 2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

令和 4 年 12 月から令和 5 年 2 月の 3 か月以上にわたって行ったインターネットオークション（以下「オークション」という。）による収入について、臨時収入と判断するのは乱暴であり、事業収入として再計算していただきたい。

また、配送のための資材費等について、領収書やレシートのない費用についても必要経費として認めていただきたい。

よって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人の令和 5 年 1 月分の保護費について、同月分のオークションに係る収入（以下「1 月收入」という。）を認定し、変更を行ったとすれば生じることとなる返納額 7,404 円を同年 4 月分の保護費に収入充当する令和 5 年 2 月減額調整を行うことと

する旨を、同年2月24日付けで審査請求人に対して通知したことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人の令和5年2月分の保護費について、同月分のオークションに係る収入（以下「2月收入」といい、「1月收入」と併せて「本件収入」という。）を認定し、変更を行ったとすれば生じることとなる返納額7,680円を同年5月分の保護費に収入充当する令和5年4月減額調整を行うこととする旨を、同年4月13日付けで審査請求人に対して通知したことが認められる。

さらに、処分庁は、審査請求人の令和5年4月分の保護費について、上記の令和5年2月減額調整に伴う返納額を収入充当し、冬季加算を削除する本件処分1を行ったことが認められる。

そして、処分庁は、審査請求人の令和5年5月分の保護費について、上記の令和5年4月減額調整に伴う返納額を収入充当する本件処分2を行ったことが認められる。

- (2) 審査請求人は、3か月以上に渡って継続的に行ったオークションにより本件収入を得ていることから、本件収入を臨時収入と判断するのは乱暴であり、事業収入として再計算してほしい旨主張する。

生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3（2）エ（イ）のとおり、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、必要経費を控除した収入の額が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

以下検討すると、①処分庁は、令和4年5月23日に審査請求人宅を訪問し、審査請求人が昔の本等の不要品をオークションに出品していることを聞き取り、売れた場合は収入認定になることを確認したこと、②処分庁は、令和5年2月20日及び同年4月11日に、本件収入に係る収入申告書、売上明細及び領収書を受理したこと、③処分庁は、本件収入を臨時的収入とし、次官通知第8の3（2）エ（イ）に照らし、必要経費を除いた額のうち8,000円を超える額を収入認定したことが認められる。

以上のことからすると、本件収入は、審査請求人が不要となった自身の動産の処分による収入であると認められることから、次官通知第8の3（2）エ（イ）に照らし、本件収入を臨時的収入とし、必要経費を除いた額のうち、8,000円を超える額を収入認定した処分庁の判断に不合理な点はなく、審査請求人の主張は認められない。

- (3) 審査請求人は、領収書やレシートが無い費用について必要経費として計上できないことに不服がある旨主張する。

生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という）第10の2（8）のとおり、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

①処分庁は、令和5年1月13日に審査請求人に対し、出品に要した経費について明細を確認し、控除の対象であるか検討するため、明細のない分は控除の対象とならない旨伝えたこと、②処分庁は、同年2月20日に審査請求人から1月收入に係る収入申告書及び売上明細を受理したこと、③審査請求人は、同年1月に合計21,800円のオークションの売上げがあり、落札システム利用料〔一部フリーマーケット方式で売った場合の「販売手数料」を含む。以下同じ。〕及び送料等として、合計5,704円を要したこと、④処分庁は、同年2月20日に審査請求人から同年1月分の梱包資材等に係る必要経費として1,022円を要した旨の申出を受け、領収書を確認の上、梱包代として692円を認定したこと、⑤処分庁は、審査請求人の同月の総収入を21,800円、必要経費を6,396円と認定し、総収入から必要経費を控除した額のうち8,000円を超える額（7,404円）を、同月分の保護費として収入認定し、令和5年2月減額調整を行ったこと、⑥処分庁は、同年4月11日に審査請求人から2月收入に係る収入申告書及び売上明細を受理したこと、⑦審査請求人は、同年2月に合計25,030円のオークションの売上げがあり、落札システム利用料及び送料等として、合計8,388円を要したこと、⑧処分庁は、同年4月11日に審査請求人から同年2月分の梱包資材等に係る必要経費として1,072円を要した旨の申出を受け、領収書を確認の上、梱包代として962円を認定したこと、⑨処分庁は、審査請求人の同月の総収入を25,030円、必要経費を9,350円と認定し、総収入から必要経費を控除した額のうち8,000円を超える額（7,680円）を、同月分の保護費として収入認定し、令和5年4月減額調整を行ったことが認められる。

以上のことからすると、審査請求人から提出された本件収入に係る売上明細及び領収書から、令和5年1月分及び同年2月分の総収入及び必要経費を認定し、令和5年2月減額調整及び令和5年4月減額調整に係る返納額を算定した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

また、処分庁は、本件処分以前に審査請求人に対し、必要経費の認定にあたり、明細を確認する必要があることを伝え、審査請求人から提出のあった領収書等の内容を確認の上、本件収入を得るために要した費用を必

要経費と認定したことが認められ、その判断の過程において、一部経費を本件収入を得るための必要経費と認定しなかったことが著しく妥当性を欠くとはいえず、審査請求人の主張は採用できない。

(4) 最後に、本件処分1及び本件処分2で算定された保護費についてみる。

①処分庁は、令和5年2月20日に審査請求人から、1月收入に係る申告を受け、また令和5年2月減額調整額を保護費から1回で減額してほしいと申出を受け、本件処分1により令和5年2月減額調整額7,404円を収入充当したことが認められる。②処分庁は、令和5年4月13日に審査請求人から2月收入に係る申告を受け、本件処分2により令和5年4月減額調整額7,680円を収入充当したことが認められる。

以上のことからすると、本件処分1は、最低生活費として、基準生活費77,240円及び住宅扶助費38,000円を算出し、審査請求人の申出を踏まえ、最低生活費から令和5年2月減額調整額7,404円を差し引いた107,836円を、同年4月分保護費として審査請求人に支給するものであり、生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)別表第1第1章に照らし、違算はない。

また、本件処分2は、本件処分1と同様に最低生活費から令和5年4月減額調整額7,680円を差し引いた107,560円を、同年5月分保護費として審査請求人に支給するものであり、保護の基準別表第1第1章に照らし、違算は認められない。

(5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。また、他に本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

(6) なお、本件処分の違法性を左右するものではないが、本件処分2の理由提示について、以下付言する。

本件処分2の通知書には、処分の理由として、「保護を継続します。」と記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟(不服申立て及び訴訟)提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったと言える。

しかしながら、本件処分通知書において、処分庁が、どのような事実及び根拠法令に基づくものか記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

第4 調査審議の経過

令和7年6月 6日 諮問の受付

令和7年6月 9日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：6月23日

口頭意見陳述申立期限：6月23日

令和7年7月24日 第1回審議

令和7年7月28日 審査会から処分庁に対する質問（回答：令和7年8月8日付け大住江生第177号）

令和7年8月27日 第2回審議

令和7年9月22日 第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

(3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原理に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

(4) 保護の基準別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁所管区域内の本件処分時点における審査請求人世帯

(単身世帯)の居宅基準の基準生活費の月額が77,240円(経過的加算額930円を含む)とされており、また、地区別冬季加算額は2,630円でその適用期間は11月から翌年3月までとされている。

- (5) 次官通知第8の3(1)は、「就労に伴う収入」として、「ア 勤労(被用)収入」「イ 農業収入」「ウ 農業以外の事業(自営)収入」「エ その他不安定な就労による収入」を示し、アについては「(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」と、ウについては「(ア) 農業以外の事業(いわゆる固定的な内職を含む。)により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的根拠に基づいた妥当性のある認定を行なうこと。」と、エについては「知己、近隣等よりの臨時的な報酬の性質を有する少額の金銭その他少額かつ不安定な稼働収入がある場合で、その額(受領するために交通費等を必要とする場合はその必要経費の額を控除した額とする。)が月額15,000円をこえるときは、そのこえる額を収入として認定すること。」と、それぞれ記している。

- (6) 次官通知第8の3(2)エ(イ)は、「就労に伴う収入以外の収入」の一つとして、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(中略)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

- (7) 局長通知第8の1(3)アは、「農業以外の事業(自営)収入」について、「農業以外の事業収入については、前3か月及び当該月の見込みにつき、本人から申告させるほか、物品販売業(店売り、行商又は露店)、製造業及び加工業については、会計簿、商品又は原材料の仕入先、製品の販売先等について、運搬業(小運送)、修理(自転車修理、いかげ業、桶屋)及びサービス業(理髪業、靴磨等)については、正確なものがある場合は会計簿について、建築造園業(大工、左官、植木職等)については、一定した仕事先がある場合はその仕事先について、それぞれの実際の収入の状況を書面又は聞き取りにより調査し、さらに市町村等税務関係機関の調査又は意見をも参考とすること。」と記している。

- (8) 局長通知第10の2(8)は、「最低生活費又は収入充当額の認定をすべ

き事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。)」と記している。

なお、局長通知は処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成26年3月10日付けで、処分庁は審査請求人の保護を開始した。
- (2) 令和4年5月23日、処分庁は、審査請求人宅を定期訪問した際、審査請求人から、不要品をオークションに出していると聞いたため、売れた場合は収入認定となる旨を確認した。
- (3) 令和5年2月20日、審査請求人は処分庁に対し、オークションに出品していたものが売れたとして、同年1月分の収入申告書、売上及び落札システム利用料並びに送料に係るオークション売上金管理ページの写し、経費に係る領収書を提出した。
- (4) 令和5年2月24日、処分庁は、審査請求人の同年1月收入について、収入認定額を13,800円(売上金21,800円から8,000円を控除した額)、必要経費を6,396円(落札システム利用料1,894円、送料3,810円、梱包費692円)、返還額(収入充当額)を7,404円とし、同年4月分保護費で減額調整することを決定した。また、別途その趣意を同日付けで審査請求人に通知した。
- (5) 令和5年3月24日付けで、処分庁は審査請求人に対し、令和5年4月分保護費において、(4)で決定した1月收入に係る収入充当額7,404円を反映し、併せて冬季加算を削除する旨の本件処分1を行った。「保護決定理由」欄には、「「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)に基づき、冬季加算を削除します。」と書かれていた。
- (6) 令和5年4月11日、審査請求人は処分庁に対し、オークションに出品していたものが売れたとして、同年2月分の収入申告書、売上及び落札システム利用料並びに送料に係るオークション売上金管理ページの写し、経費に係る領収書を提出した。
- (7) 令和5年4月13日、処分庁は、審査請求人の2月收入について、収入認定額を17,030円(売上金25,030円から8,000円を控除した

額)、必要経費を9,350円(落札システム利用料2,198円、送料6,190円、梱包費962円)、返還額(収入充当額)を7,680円とし、同年5月分保護費で減額調整することを決定した。また、別途その趣意を同日付けで審査請求人に通知した。

(8) 令和5年4月24日付けで、処分庁は審査請求人に対し、令和5年5月分保護費において、(7)で決定した同年2月分収入に係る収入充当額7,680円を反映した本件処分2を行った。「保護決定理由」欄には、「保護を継続します。」と書かれていた。

(9) 令和5年5月24日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 本件についてみると、処分庁は、下表のとおり、審査請求人の令和5年1月分及び同年2月分の保護費について、審査請求人から申告のあったオークションでの不要品の売却による収入を臨時的収入と認定し、必要経費等を控除して返還額を算定した上で、保護費に収入充当(減額調整)する本件処分を行ったことが認められる。

本件処分1及び本件処分2における収入及び必要経費に係る認定並びに保護費における収入充当(減額調整)額、その決定通知については、それぞれ下表のとおりである。

《オークションに係る収支及び収入充当等》

(単位:円)

本件 処分	月分	売上 収入	落札 システム 利用料	送料	梱包費 (認定分)	収入充当額 (8,000円 控除後)	保護費 調整月	保護決定 通知書
1	R5.1月分	21,800	1,894	3,810	692	7,404	R5.4月分	R5.3.24
2	R5.2月分	25,030	2,198	6,190	962	7,680	R5.5月分	R5.4.24

なお、審査請求書の「審査請求に係る処分の内容」には、「令和5年2月24日付、同年3月24日付、同年4月24日付で(中略)〔処分庁〕が行った保護変更決定処分」との記載があるが、審査庁は、令和5年2月24日付けの処分については当審査会への諮問対象としていない。

(2) 審査請求人は、オークションによる収入は、出品に当たって、修理、清掃、写真撮影、出品頁の作成、梱包等の労力を要し、継続的に売却を行ったものであるから、本件収入を臨時的収入と判断するのは乱暴であり、短期的な事業収入として再計算してほしい旨主張する。

次官通知第8の3(2)エ(イ)のとおり、動産の処分による収入その他

の臨時的収入については、必要経費を控除した収入の額が世帯合算額 8,000 円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

以下、検討すると、①処分庁は、令和 4 年 5 月 23 日に審査請求人宅を訪問し、審査請求人が所有する書籍等の不要品をオークションに出品していることを聞き取り、審査請求人に対し、不要品が売れた場合、その売却額は収入認定となることを説明したこと、②処分庁は、令和 5 年 2 月 20 日及び同年 4 月 11 日に、それぞれ令和 5 年 1 月分及び同年 2 月分の収入申告書及びオークションの売上金管理ページの写し（落札システム利用料及び送料を含む）並びに経費に係る領収書を受領したこと、③処分庁は、本件収入を臨時的収入とし、次官通知第 8 の 3（2）エ（イ）に基づき、必要経費を控除した額のうち 8,000 円を超える額を収入として認定し、前記（1）のとおり令和 5 年 4 月分及び同年 5 月分の保護費において減額調整を行ったことが認められる。

また、本件処分において算定された保護費についてみると、処分庁は、令和 5 年 4 月分及び同年 5 月分の最低生活費として、それぞれ基準生活費を 77,240 円（第 1 類の基準額② 47,420 円、第 2 類の基準額② 28,890 円、経過加算額 930 円）、住宅扶助費を 38,000 円と算定し、令和 5 年 4 月分においては冬季加算の削除を行っているが、これらについて、保護の基準別表第 1 第 1 章に照らし、違算は認められない。

審査請求人は自身の所有する不要品をオークションに出品することで収入を得ているが、その態様は、社会通念上、業として商品を仕入れ、会計簿を備えるなど、利益を得る目的で反復継続して行われたものとは認められない。また、審査請求人が利用したオークションサイトは、審査を受けた上で、法人又は個人事業主による「ストア」形式での出品も可能であるが、審査請求人はそのような出品形態をとっていない。このような状況に鑑みれば、審査請求人のオークションによる収入を、次官通知第 8 の 3（1）の「ア 勤労（被用）収入」、「ウ 農業以外の事業（自営）収入」及び「エ その他不安定な就労による収入」には該当しないと、「動産の処分による収入」として同第 8 の 3（2）エ（イ）の臨時的収入に該当するとした処分庁の判断に不合理な点はなく、審査請求人の主張は認められない。

- （3）また、審査請求人は、領収書やレシートが無い費用についても、取引が成立した商品の送料からそれぞれの荷物のサイズ、梱包資材の種類等が明確に判別できるのであるから、梱包資材費について必要経費として計上できないことに不服がある旨主張する。

局長通知第 10 の 2（8）のとおり、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき

扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

以下、検討すると、①令和5年1月13日、処分庁は審査請求人に対し、出品に要した経費について、明細を確認して控除の対象か検討するため、明細のないものは控除の対象とならない旨伝えたこと、②前記（3）のとおり、令和5年1月分及び同年2月分のオークションによる収入に関し、審査請求人からそれぞれの月分に係る収入申告書及びオークションの売上金管理ページの写し並びに経費に係る領収書複数枚（1月分申請額1,022円、2月分申請額1,072円）を受理したこと、③処分庁は、審査請求人から領収書が提出され申告のあった経費について、「ゆうパック郵送料」「クッション封筒」「段ボール箱」「宅急便専用薄型BOX」「エアマット〔マット型の梱包用空気緩衝材〕」「ビニールバッグ（配送用）」について必要経費として認定する一方、「OPPテープ」「クラフトテープ」「ハサミ」「ボールペン」については必要経費として認定しなかったことが認められる。

以上のことからすると、処分庁が、審査請求人に対し、本件処分以前に必要な経費の認定に当たり明細を確認する必要があることを伝えた上で、審査請求人から申請のあった領収書の内容を確認の上、本件収入を得るために要した梱包・発送に係る費用を必要経費と認定したことが認められ、その判断において、前記の一部文具等については汎用品であり専ら本件収入を得るために必要な経費と認定しなかったことは、著しく妥当性を欠くものとはいえず、審査請求人の主張は採用できない。

（4）以上のことを踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、他に本件処分に違法又は不当な点は認められないのであるから、本件審査請求については、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却すべきである。

第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由を提示する趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

令和5年3月24日付けの本件処分1に係る通知書の「保護決定理由」欄には、「「生活保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）に基づき、冬季加算を削除します。」と、同年4月24日付けの本件処分2に係る通知書には「保護を継続します。」と記載されており、収入充当により保護費の減額調整を行った旨及びその根拠となる規範が記載されていない。

審査請求人は、実際に本件審査請求を行い、種々の主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかし、本件処分の各通知書において、根拠となる法令の条項や各種通知等及びその適用関係が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、根拠となる法令の条項も含め、具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 野呂 充

委員 相間 佐基子

委員 重本 達哉